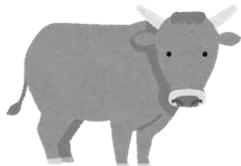
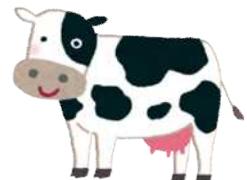


牛伝染性リンパ腫(旧名:牛白血病)および 牛ウイルス性下痢(BVD)対策に係る補助事業 についてお知らせします！



★事業名:家畜生産農場衛生対策事業(国庫)
★事業実施主体:(一社)滋賀県畜産振興協会



～対象農場の要件～

飼養衛生管理基準を遵守し、積極的な防疫対策を実施していること。

① 牛伝染性リンパ腫(牛白血病)対策

(1) 吸血昆虫の忌避・駆除対策

補助内容:吸血昆虫の忌避または駆除剤(アブ・サシバエに効能を有するものに限る)の購入、アブトラップ等の購入または作成に要した費用の2分の1の額以内。

限度額は一施設当たり88,000円。(予算の範囲内)

要件:アブ・サシバエの忌避・駆除対策であること。



(2) 高度感染牛のとう汰推進

補助内容:感染リスクの高い牛をとう汰した場合、対象牛の評価額の3分の2から利用額(と畜で得た利益等)を控除した額以内。(予算の範囲内)

要件:

- ・原則、過去3年間で年1回以上の頻度で検査を行っている
- ・定期的に全頭検査を行い、摘発した感染牛を分離飼育している
- ・高度感染牛のとう汰により清浄化の早期達成が見込まれる
- ・遺伝子検査の結果により伝搬リスクが高いと判断された牛である
- ・農場内でリスクが高い順でのとう汰である
- ・以下の対策のうち3つ以上実施している
 - ①人為的な伝搬を防止するための対策
 - ②吸血昆虫対策
 - ③初乳の加温、凍結または初乳製剤の使用
 - ④早期母子分離飼育
 - ⑤導入牛の隔離・検査

※取組件数が多く、総事業費が予算額を超える場合、補助率が下がる場合があります。

② 牛ウイルス性下痢(BVD)対策

BVDの検査でBVD持続感染牛(以下PI牛)であることが確認された場合、まん延防止のための速やかなとう汰やワクチン接種が推進されます。要件を満たす農場および牛について、この補助を受けることができます。

(1) PI牛のとう汰推進

補助内容:PI牛をとう汰した場合、評価額の3分の2から利用額を控除した額以内
(予算の範囲内)

要 件:次のいずれか

- ①定める検査によりPI牛と確認された日から1ヶ月以内にとう汰した牛
- ②①で確認されたPI牛の産子で、飼養牛がPI牛の産子であることを牛の所有者に連絡した日から1ヶ月以内に自主的にとう汰した牛

(2) PI牛とう汰後のワクチン接種

補助内容:1頭当たり220円以内(予算の範囲内)

要 件:

・農場の要件(以下のいずれか)

- ①PI牛であることを確認した日から1ヶ月以内にPI牛全頭を、とう汰した農場
- ②飼養牛がPI牛の産子であることを牛の所有者に連絡した日から1ヶ月以内に当該産子を自主的に、とう汰した農場

・ワクチンの要件

PI牛を確認またはPI牛の産子であることを牛の所有者に連絡した日から2ヶ月以内に接種したワクチンであること。

※取組件数が多く、総事業費が予算額を超える場合、補助率が下がる場合があります。

ご興味のある方は、滋賀県畜産振興協会(TEL:0748-33-4345)
または家畜保健衛生所までお問い合わせください。

滋賀県家畜保健衛生所

(本 所) 近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511 FAX:0748-37-4821

Email:ge37@pref.shiga.lg.jp

(北西部支所) 高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145 FAX:0740-22-6681